

2020年6月5日

学生・教職員の皆さんへ

広島国際大学

罹患者等の登校の目安について〔6月8日改訂〕

標記の件について、新型コロナウイルスに罹患した場合等の登校の目安を下記のとおり改訂しましたので、お知らせいたします。

ついては、該当される方は当該目安により登校をご判断ください。

なお、自宅待機中等の対面授業欠席者へは、学校感染症による出席停止と同様の扱いとし、授業欠席扱いとしないよう配慮します。（※6月8日現在対応。今後、状況等変化した場合、変更の可能性あります。）

《目安》

1) 対象：罹患者（陽性の者）

医療機関から原則、診断書を発行してもらい、退院後1週間は自宅療養を行い、登校前日までに、本学保健室長と電話による面談を行い、復帰の許可を受けてから登校してください。また、健康観察票は退院後も必ず記録を続けてください。

2) 対象：濃厚接触者

濃厚接触者となり検査結果が『陰性』の場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間の自宅待機経過後、登校してください。

※検査結果が『陽性』となった場合は、上記1)の対応。

3) 対象：自宅安静待機者

①発熱などの自覚症状がみられた場合、原則医療機関を受診して、診療を受け、主治医の指示に従い、登校してください。

②身体異常が見られたが医療機関を受診していない場合は、症状出現後8日を経過し、かつ症状消失後3日間を経た後に登校してください。

※以下の条件に当てはまる場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」へ連絡をして指示に従ってください。

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

○上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が（4日以上）続く場合（強い症状と
思ふ場合、解熱剤を飲み続けなければならない方は、すぐに相談）

4) 対象：県外への帰省・訪問者

登校前14日間、健康状態に異常がなければ登校してください。

※但し、特定の地域へ移動された場合は帰広した日から14日間の自宅待機を求める場合があります。詳細は別途「県外への移動についての注意事項」を確認してください。

以上